

**【用語】**狼籍——狼藉、乱暴、暴行　擄捕——捕縛すること　披露——側近をとおして上申すること　狗——犬

【解説】徳川四天王の一人の榎原康政は、家康の関東入部に従つて江戸に入り、総奉行として関東の知行割に参画した。そして、康政自身も館林城一〇万石を与えられ、ここに館林藩榎原氏が誕生した。館林へ入城した康政は天正十九年（一五九一）二月、領内の支配力を高め財政基盤を確立するため検地に着手し、それと並行して城郭の拡張工事や城下町の整備を進めた。一方、入部直後の天正十八年八月十九日には分福茶釜で有名な茂林寺に対し、非分狼籍の禁止、竹木伐採の禁止、田畠への牛馬放し飼いの禁止という三カ条の定書を発している。

この文書は、天正十九年と推定され、康政が茂林寺につづいて龍興寺へ発した禁制である。内容は、寺中の狗・鶏への悪事や樹木伐採などを禁止し、それに違反した場合は捕縛して届け出るよう指示したものである。これら禁制の目的は、入部時の家臣の違法行為を規制することにあつたといわれている。康政は慶長十一年（一六〇六）五月十四日館林城内で病没したが、榎原氏の藩政は二代康勝、三代忠次と引き継がれ、忠次が寛永二十年（一六四三）七月陸奥国白河（福島県白河市）へ転封されるまで約五三年間つづいた。なお、この文書は館林市指定の重要文化財である。